平成２６年（フ）第３９号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目12番１号
債務者　熊谷　冨子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
宮崎市中村西１丁目６番26号　ＴＯＫＯハイツ201号
債務者　桑木　　綾（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５５号
鹿児島県いちき串木野市河内4412番地１
債務者　若松　雅大
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市吉野町3073番地55　ディアス吉野Ｂ棟202号
債務者　壽美ツキ子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市隼人町内山田３丁目20番１号セジュールＴ＆Ｋ105号室
債務者　向原　雅美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
秋田市大町６丁目３番39号　マンション大町台702号
債務者　三浦　祐也
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４号
長野県松本市寿台３丁目６番21号　市営住宅
債務者　小田切　敏
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７７１号
神戸市須磨区北落合６丁目２番２―704号
債務者　米永　晴美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩本570番地　Ａ07、申立時の住所兵庫県美方郡新温泉町千原136番地の21
債務者　太田　惠次
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
和歌山県御坊市藤田町吉田178番地９
債務者　山口　昌美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第４９０号
兵庫県三田市中町８番４号　103号、従前の住所兵庫県三田市三田町34番11号
債務者　西嶋　則行
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３１号
名古屋市中川区畑田町１丁目４番地　市営畑田荘３棟503号
債務者　金田金次郎こと　金　　明龍
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１０号
愛知県一宮市相生１丁目４番19号
債務者　飯沼　道子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２６号
名古屋市中区金山４丁目３番４号　ベース345―201号
債務者　鎌倉　勢円
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９号
青森市佃１丁目15番29号　コーポ金子Ｂ号
債務者　前田　幹彦
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
青森市浪館前田４丁目26番18号
債務者　相馬みつよ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番32―506号
債務者　長峰　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３７号
青森市中佃３丁目９番３号
債務者　内山　朋美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係